

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

五條市長

公表日

令和7年10月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、市町村における住民の届出及びその記録を管理し、住民関係の公証等に関する事務の処理を行っている。また、住基法に基づく住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同で構築している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①個人単位の住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転出届、転居届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載修正 ③転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村への通知 ④本人等の請求による住民票の写しの交付 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	住民記録システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第7条・第16条・第17条、住基法第5条・第6条・第7条・第8条・第12条・第12条の4・第14条・第24条の2・第30条の6・第30条の10・第30条の12
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の情報提供者が市町村となり住民票関係情報が含まれる各項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	すこやか市民部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	五條市(すこやか市民部 市民課)奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	五條市(すこやか市民部 市民課)奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、住民基本台帳に関する事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	五條市個人情報保護条例、五條市情報セキュリティポリシーその他関係法令に則り、漏えい・滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月1日	I, 5、②所属長	市民課長 上西栄嗣	市民課長 脇田依子	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成28年4月1日	I, 5、②所属長	市民課長 脇田依子	市民課長 倉本 嘉美	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I, 5、②所属長	市民課長 倉本 嘉美	市民課長 芝田 チエミ	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成26年10月31日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成26年10月31日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	I, 5、②所属長	市民課長 芝田 チエミ	市民課長	事後	様式変更によるもので、重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年12月10日	I, 7. 請求先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を変更
令和3年12月10日	I, 8. 連絡先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を変更
令和3年12月10日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年12月10日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和4年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和4年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和4年4月1日	I, 4. 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二の情報提供者が市町村となり住民票関係者情報が含まれる各項	番号法第19条第8号及び別表第二の情報提供者が市町村となり住民票関係者情報が含まれる各項	事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年10月21日	IVリスク対策 8. 人手を介させる作業	新設のため記載なし	十分である	事後	重要な変更には該当しない。
令和7年10月21日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新設のため記載なし	(8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分である	事後	重要な変更には該当しない。